

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れ

1月12日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示したが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考えて会社に対して要求してきた。

次期ダイヤ改正では、短巡回行路の廃止や出勤予備の見直し等により、更なる効率化で労働強化を強いられることは明らかである。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れる。

よって早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 勤務指定について

- (1) 小交番制を廃止し、大交番制とすること。
- (2) 交番順序「乗組、予備、乗組、予備、予備、予備」の6か月パターンを「乗組、予備、乗組、予備、乗組、予備」とすること。
- (3) 各乗務員の交番順序（6か月パターン）を2月末までには明らかにすること。
- (4) 交番順序表における「又は休」指定行路について全ての指定を廃止、解除すること。

2. 準備報告時間について

- (1) 車掌、運転士における準備報告時間の作成基準を明らかにすること。
- (2) 臨行路における案内カードは会社が責任を持って作成すること。

3. 行路について

- (1) 食事時間については、十分な時間を確保すること。労働外時間として30分以上を確保すること。
 - イ. 大一運：MTB309、MTB311、M313、M318
 - ロ. 大二運：MTB415
- (2) 運転士の一丁半行路における大井車両基地への入出庫担当を廃止すること。
 - イ. 大一運：B304、305、307、308

- ロ. 大二運 : B403、405、407、409
- (3) 運転士の M 行路における、日比津車両基地への入出庫担当を廃止すること。
 - イ. 大一運 : B312、315
 - ロ. 大二運 : B414
- (4) 運転士臨行路の一丁半行路及び、W 行路における各車両基地への入出庫担当を廃止すること。
- (5) 大一運 : B317(新横浜拍行路)の本線留置 (1927A) になった時の着後の付加時間 6 分とすること。
 - イ. 上記手歯止め装着時、指令より関係個所に連絡し、運転士からの自所当直への連絡は、省略すること。
- (6) 行路の拘束時間については、行路の拘束時間を日勤 10 時間、泊 24 時間以内で作成すること。
 - イ. 大一運 : MTB302、304、305、306、307、308、311、312、315、MT314、B1302、B1303、1304、1305、1306、1308
 - ロ. 大二運 : MTB401、402、403、405、406、407、408、409、413、414、416、MT404、MT417、B1402、1403、1404、1405、1407、1409
- (7) 東京段落ち時間を 2 時間以内で作成すること。
 - イ. 大一運 : MTB301、303
 - ロ. 大二運 : MTB401、402
- (8) 運転士交番の居流し行路を泊行路と差し替えること。
- (9) AB 廻しの折り返し時分を、可動柵の閉扉確認時間を考慮し 1 5 分以上とすること。
- (10) 乗務員の一日の基準労働時間を、7 時間から 6 時間 4 5 分に変更すること。
- (11) 定例訓練の待ち時間は 1 時間以内とすること。また、待ち時間を労働時間とすること。
- (12) 規程類等の訂正にかかる時間と、乗務員の申告による超勤申請についてはこれを認め、労働時間とすること。

3. その他

- (1) 概算統合による作業競合と移動時間増のため車掌の準備報告時間を増やすこと。
- (2) 2 時間 2 7 分運転とする列車本数と列車番号を明らかにすること。
- (3) 2 時間 2 4 分運転とする列車本数と列車番号を明らかにすること。
- (4) 「季節列車」の本数と列車番号を明らかにすること。
- (5) 「ホームサービス担務」の勤務種別、勤務時間等の詳細を明らかにすること。
- (6) 深夜業制限行路は、本務担当行路を廃止すること。
- (7) 深夜業制限行路は、車掌改札担当行路とすることと、新大阪～京都 (名古屋) 間とすること。
- (8) 「予備待機者」の勤務は、前月 25 日の勤務指定表で指定すること。出勤予備の具体的勤務種別を指定すること。
- (9) 大一運輸所及び大二運輸所の出勤予備 (C 予備、D 予備、2 予備、4 予備) 現行 8 名から 6 名に減にする根拠を明らかにすること。

- (10) 大一運輸所及び大二運輸所の出勤予備（C予備、D予備、2予備、4予備）要員の配置を明らかにすること。
- (11) 車掌長、車掌の基準人員を明らかにすること。
- (12) 車掌長の「枠外」の行路数が増えた理由を明らかにすること。
- (13) 車掌の「枠外」の行路数が減少した理由を明らかにすること。
- (14) 3月ダイヤ改正時の乗務員数を明らかにすること。
- (15) 「車掌長枠外」を「車掌長3組」としない理由を明らかにすること。
- (16) 「車掌3組」を「車掌枠外」としない理由を明らかにすること。

以上